

令和2年4月6日

保護者様

福島市立野田小学校長 湯田 公夫

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に基づく対応について

このたび、文部科学省より標記ガイドラインが示されたことに伴い、本校における具体的対応等を下記により設定しました。

保護者の皆様には、これまでも児童の感染防止のため、ご協力いただいているところですが、改めてご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、この内容は教育委員会等の通知により、その都度変更があることを念のため申し添えます。

## 記

### 1 基本方針

- (1) 集団感染を防止するため、以下の点からできるだけの方策を講じる。
  - ① 密閉空間をつくらない。
  - ② 児童を密集させない。
  - ③ 密接場面をつくらない。
- (2) 家庭との連携を密にして進める。
- (3) 学習の遅れなどに配慮するとともに、教育課程に基づく授業を実施する。
- (4) 児童の抵抗力を高める。
- (5) 感染症に関する偏見をなくす指導を行うとともに、児童の不安を軽減するための心のケアに配慮する。

### 2 具体的な対応

#### (1) 学校全体で行うこと

- ① 朝の健康観察表に検温欄を設けて児童の健康状態を詳細に把握し、状況に応じて早退を促す等の措置をとる。
- ② 手洗いの機会を増やす。(必要に応じて、手指消毒を行う。)
- ③ 手洗いの仕方の全体指導をする。
- ④ 手で触れる部分の消毒をする。→放課後、教職員により実施

#### (2) 家庭で行っていただくこと

- ① 毎朝、検温、健康観察を行い、学校から配付された健康観察記録表に記入し、児童に持たせる。※ 発熱や倦怠感等の症状がみられる場合は、登校させない。
- ② マスクを着用させる。購入できない場合は、各家庭でマスクを自作する。
- ③ 毎日、清潔なハンカチを持参させる。

### (3) 各学級での指導

#### <生活>

- ① 休み時間毎に約5分間の換気をする。
- ② 業間のマラソン、休み時間の遊びを奨励する。
- ③ 基本的に常時マスクを付けて生活させる。  
→ 忘れた場合は、保健室のものを使用させる。ただし、枚数が限られているため、ご家庭の協力を極力お願いしたい。
- ④ 朝の健康観察を丁寧に行う。特に、次の点に留意する。  
ア かぜの症状が見られる場合は、家庭での検温の有無にかかわらず検温し、**発熱や倦怠感等がある場合は、原則として早退させる。**  
イ 未検温者の検温をする。
- ⑤ こまめな手洗いを指導する。(特に、登校後、屋外活動後、トイレ後、給食前、清掃後)

#### <学習等>

- ⑥ 春休みの宿題についての指導を行う。
- ⑦ 道徳、学活等で、感染症に関する偏見や不安等の解消につながる指導を行う。  
不安が大きい場合は、スクールカウンセラー等との面談を促す。

### (4) 授業について

- ① 机の向きは全員黒板方向とし、児童同士が対面に座らないようにする。
- ② グループ、ペア学習等では、児童間の距離を十分に確保する。
- ③ 複数学級による合同授業は原則として行わない。実施する場合は、児童同士の距離を十分に確保する。
- ④ 2～6学年においては、前学年の復習や臨時休校により学習できなかった部分から授業を開始し、学習の遅れ等に対応する。

### (5) 学校行事について

- ① すべての行事を縮小、簡略化して行う。
- ② 授業参観は延期(期日未定)する。このことに伴いPTA総会の在り方も今後検討し、追って通知する。

### (6) その他

- ① 給食時は、児童同士が対面にならないようにする。
- ② 給食当番は、必ずエプロンやマスクを着用し、手指の消毒を行う。
- ③ **外部の方の教室等への出入りを禁止**し、事務室での対応を原則とする。ただし、保護者については、必要に応じ、健康であることを条件に、マスクの着用及び手指の消毒のうえ教室への出入りをしていただく。